

# 消費税増税に備えて中小企業が行う対策 ①



## 税務・会計の 集中セミナー

●今回の先生／  
税理士の黒川明氏(写真左)・小野寺聰嗣氏(写真右)



### はじめに

ニュースその他報道で特集番組が生まれ、消費税増税の影響等について取沙汰されていますが、企業の税務担当者にとって頭の痛い問題です。

そこで日常の販売や役務提供等ではどのように対応すればいいのか。本連載では、消費税改正の概要、消費税の改正を理解するための基本事項、経過措置に対する実務対応、会計システム、レジスター等の対応の順に解説していきます。

### 消費税改正の概要

いよいよ、来年4月1日から、消費税が増税されるわけですが、引き上げは次の通り二段階で引き上げることとされており、当初は消費税使徒の明確化と

	現在	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
	(消費税額の25/100)	(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

### 消費税の改正を理解するための基本事項

消費税の増税の内容を理解するにあたり、納税者に理解し

しかしながら、その用途がどうも怪しくなってきたり、景気回復のための財源に使用されようとしております。

しかし、増税の実行が確定した以上、私たちは、その税率変更の内容がどのようになっているかを理解し、どのように対応すればいいのか考えなければなりません。

今回の消費税増税で問題となるのは、現在5%で課税されているため、8%課税となる26年4月1日をまたぐ取引の取り扱いです。その取り扱いには、国税庁から経過措置がQ&A形式で出ておりますので説明していきたいと思っております。

くい消費税の概要を再確認してみたいと思えます。

消費税とは、消費税が課税された収入の消費税(仮受消費税)から、消費税が課税された支出の消費税(仮払消費税)を控除して、差額を納付する税ですが、その制度利用の難しい税の一つでもあります。

課税された収入の消費税とは、売上高、手数料収入、その他収入に課税された消費税をいい、課税された支出の消費税とは、仕入高、販売費一般管理費(給与他を除く)その他支出に課税された消費税をいいます。

法人の場合、その年度が課税か非課税かの基準は、基本的には、その事業年度の2年前の事業年度が判断の基準になるということです。

その年度を、「基準期間」といいます。

原則的には、基準期間の課税収入が、1千万円超の場合は、本年度は課税、1千万円以下の場合には、本年度は免税となります。

また、税額計算の方法として、「原則課税」と「簡易課税」という2種類の税額計算方法があります。

前々事業年度(基準期間)	本年度
売上高1千万超	課税
売上高1千万以下	免税

「課税された収入の消費税-課税された支出の消費税=納税額」という計算式で、課税された収入、課税された支出の双方を実額で計算するのが「原則課税」です。一方、課税された収入は実額で計算し、課税された支出部分を業種によって決められた「事業区分」の率を使用して計算するのが

「簡易課税」です。さらに、「資本金基準」や「特定期間の課税売上高基準」等があります。

このように、「基準期間」や「原則課税」、「簡易課税」、「資本金基準」、「特定期間の課税売上高基準」の判断要件があり、判断を誤りやすい税です。

たとえば、輸出が主の企業は、仕入は課税で、輸出売上は免税ですので、「原則課税」を選択しないので「免税」や「簡易課税」のままですと、仕入に関する消費税の還付を受けられません。また、設立間もない法人は、免税ですが、初年度に多額の設備投資があるため、「原則課税」を選択し、その設備購入分の消費税を還付してもらうことができますが、判断を誤ると、それ以後の年度で余分な税金が発生する等、課税売上、課税仕入の内容によって、判断が難しい税でもあります。

なお、今回の消費税増税に関し、「消費税の転嫁を阻害する表示の禁止」(不当景品類及び不当表示防止法)という表示方法に関する規制がありますので、注意が必要です。

**禁止されている表示方法**  
1. 消費税は転嫁しません。当店が負担します。

2. 消費税率上昇分を値引きします。8%分を還元します。

3. 消費税相当分のポイント(商品券)を付与します。また、公正取引委員会による消費税の転嫁拒否等の行為の禁止規定がありますので、注意が必要です。

今回は、経過措置に対する実務対応について具体的に説明していきたいと思えます。

(つづく)